Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.216 2021 年 05 月 26 日

中国特許出願行為の規範化に関する弁法

中国国家知識産権局は、信義誠実の原則に基づき 2021 年 03 月 11 日付で「中国特許出願行為の規範化に関する弁法」を施行しました。以下の行為は、弁法において当該原則に違反するとみなされます。

1.同時或いは続けて提出した発明創造の内容が同一である。又は、実質的に異なる発明創造の特徴や要素の組み合わせを変えて複数件の特許出願を提出すること。

2.発明創造の内容、実験データや技術的効果を偽造すること。又は、既存技術の剽窃、簡単な置き換え、既存の設計等を寄せ集めたりすること。

3.出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源条件と明らかに一致しない発明創造を提出すること。

4.主にコンピュータプログラムや他の技術によりランダムに生成された発明創造の内容を複数件の特許出願として提出すること。

5.特許性の審査を回避する目的で意図的に形成された発明創造であって、明らかに技術的改良、又は設計の常識に合っていない、実際の保護する価値のない劣悪化した、寄せ集められた、又は不必要に保護範囲を縮小した、或いは如何なる検索も審査も意味がない発明創造を提出すること。

6.非正常な特許出願の取り締まりから逃れるため、実際に存在する特定の単位、個人、又は住所に特許出願を関連付けて分散させ、異なる場所から次々と提出すること。

7.特許技術、意匠やその他の正当な目的を実施するため、特許を出願する権利、又は特許権を転売すること。また、発明者等を偽って変更すること。

8.特許代理機構、特許代理人、その他機構や個人が他人を代理、誘導、教示等、共謀して各種の非正常な特許出願行為を行うこと。

9.信義誠実の原則に違反し、正常な特許業務の秩序を乱すその他非正常な特許出願行為。

（出典：中国国家知識産権局）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。